

大分県農業農村整備事業測量作業規程

令和7年11月

大分県 農林水産部

別添

大分県農業農村整備事業測量作業規程 (令和7年11月)

大分県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和7年7月18日付国国地第39号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項及び第2項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「農業農村整備事業のために大分県」と、それぞれ読み替えるものとする。

用地境界杭の規格

境界杭

1. 受注者は、境界杭の選定に当たり、大分県規格（10cm×10cm）で長さ 80cm の鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置に当たり、「大分県」の刻印の表示が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を用地境界線上に一致させなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に 30cm から 40cm 程度出るようにして、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、監督員と協議しなければならない。